

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運  
送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく

## 長岡交通圏 準特定地域計画

平成 2 2 年 3 月 9 日

一部改訂 平成 2 5 年 1 月 1 8 日

一部改訂 平成 2 9 年 3 月 8 日

一部改訂 平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日

長岡交通圏準特定地域協議会

## 目 次

- 1 . 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
  - ( 1 ) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割
  - ( 2 ) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性
- 2 . 準特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業
  - ( 1 ) タクシーサービスの活性化
  - ( 2 ) 事業経営の活性化、効率化
  - ( 3 ) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
  - ( 4 ) タクシー事業の構造的要因への対応
  - ( 5 ) 安全・安心の確保
  - ( 6 ) 交通問題、環境問題、都市問題の改善
  - ( 7 ) 供給抑制

# 1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

## (1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割

### 1) タクシーの位置づけ・役割

タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。

特に、次のような優れた特性を活かしてひとりひとりの利用者のニーズにきめ細かく、かつ、柔軟に対応することができ、地域住民の生活利便の向上、地域社会の活力の維持にも資する公共交通機関である。

地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送を担う  
面的に移動するため、機動性や移動の自由度が高い  
深夜など時間を選ばず、いつでも、誰もが利用できる移動手段

また、タクシーは、高齢化社会や過疎化の進展により、今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待されるとともに、我が国が観光立国を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割も期待されるなど、地域にとって欠かすことのできない公共交通機関である。

地方中核都市圏として発展する長岡市においては、市民の生活の足や高齢者の交通手段として、また、ビジネス・旅行者の移動手段として、タクシーは重要な役割を果たしている。また、長岡市域は、多くの観光地を抱えており、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高い。そういった意味では、タクシーを利用する旅客にとって、タクシー運転者の印象が密接に関係することが多く、運転者の印象がその地域のイメージやタクシーの利用向上に大きく関わるものと推察され、その責任は極めて大きい。

タクシーは、地域公共交通を形成する交通機関として、利用者に良質のサービスを提供する視点は当然のこと、地域社会への貢献や福祉など社会的使命を求められており、今後も重要な公共交通機関としての責務を果たすものである。

## (2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性

### 1) 長岡交通圏を取り巻く状況

#### 規制緩和後のタクシー事業者数・車両数の推移

平成14年2月の改正道路運送法により、新規事業の開始や増車等に係る参入規制が撤廃された。こうした状況を背景として、長岡交通圏においては、規制緩和後から平成20年度末までの間に新規事業者が3社増え、車両数は38台の増加となった。

なお、平成22年の本協議会（旧特定地域協議会）設立以降は、地域計画に賛同する事業者各社が減車・休車を実施し、平成29年度時点でピーク時から87台が減っている。

また、平成28年4月に規制緩和後に参入した新規事業者1社（12台）が、平成30年10月にも中堅の事業者1社（29台）が廃業したことから、更に減車が進んでいる状況である。

平成30年10月末日現在で9社（300台）となる。

【長岡交通圏の事業者数及び車両数の推移】

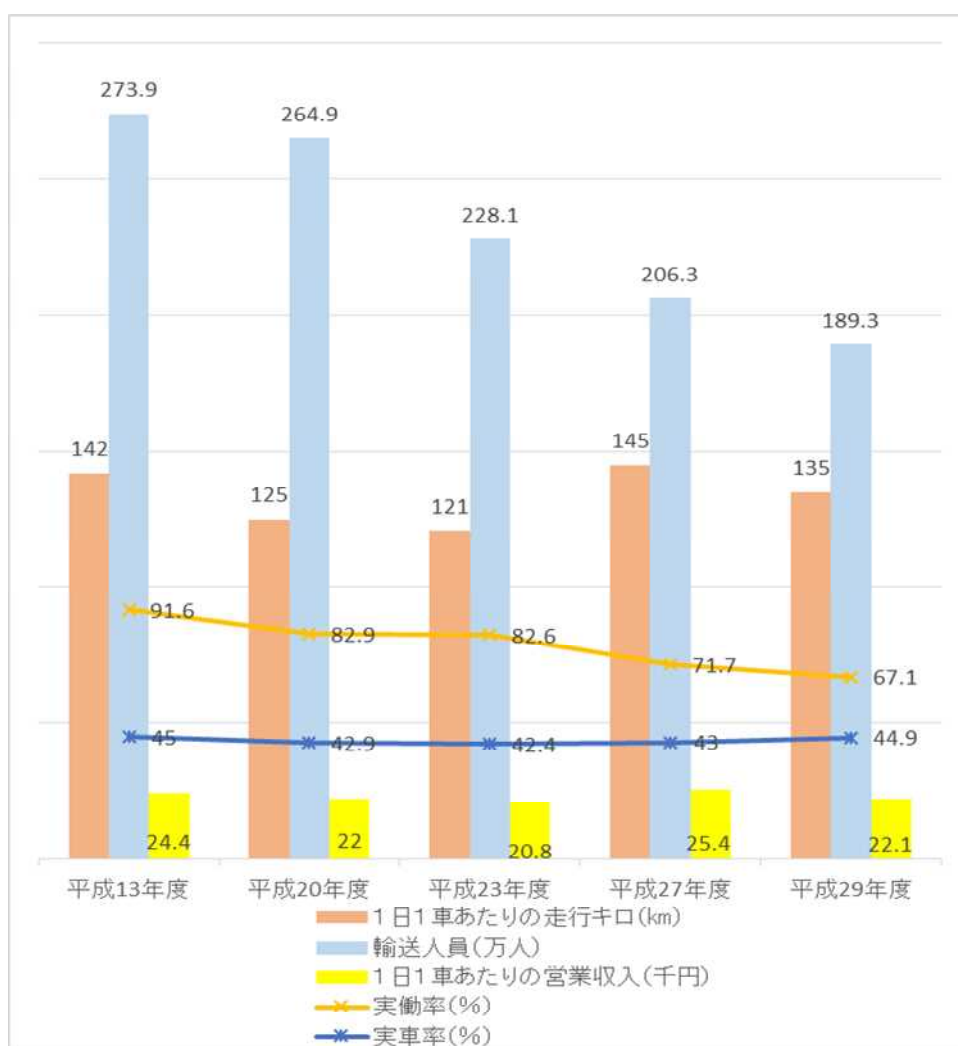


### 規制緩和後の輸送実績の推移

規制緩和後、新規事業者、車両が増加した一方で、輸送人員や実働率などの輸送需要の減少には歯止めがかからない状況となっている。

輸送人員は平成13年度の7割程にも落ち込み、それは改善しない実働率にも反映されている。平成27年度に持ち直した1日1車あたりの営業収入も再び落ち込み、地域計画における適正化及び活性化策の効果が現れ始めているものと思われるが、より一層の改善効果が期待される。

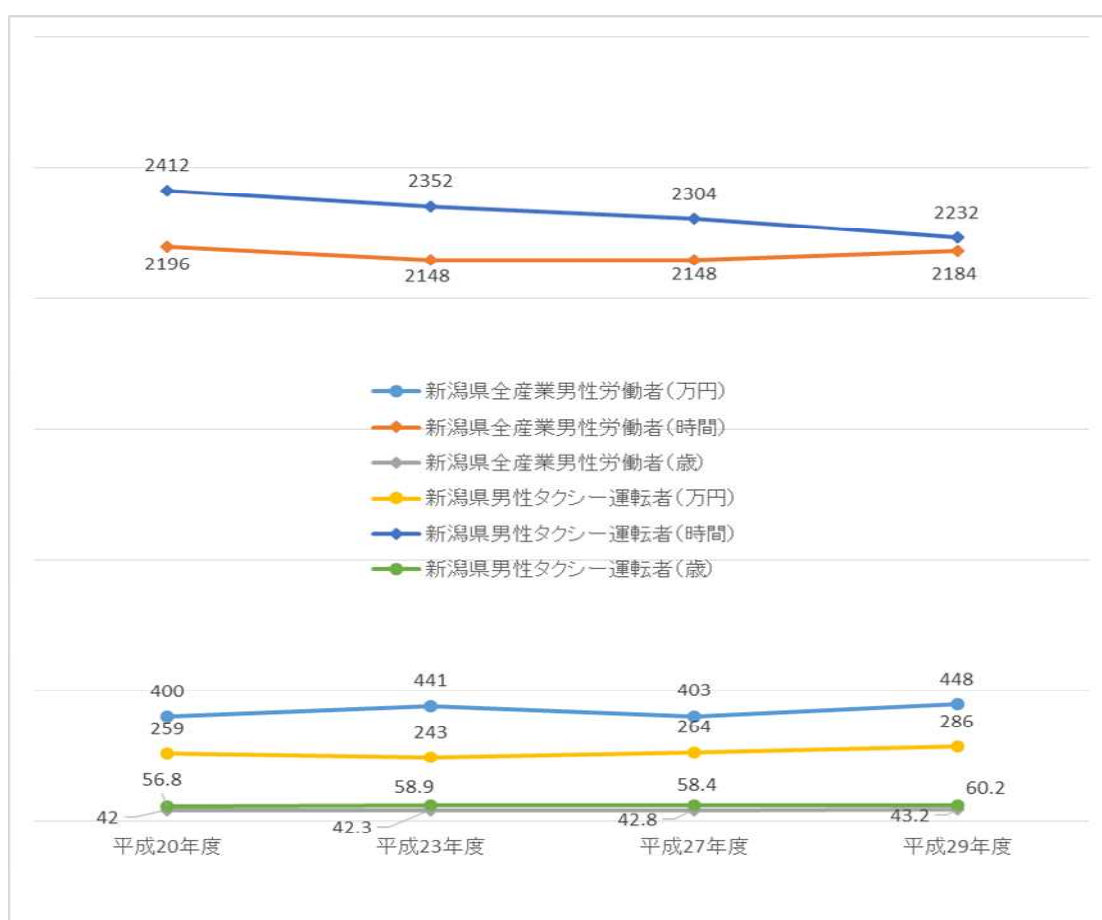
【長岡交通圏の輸送実績の推移】



## タクシー運転者の労働環境

労働人口の減少、人手不足は日本全体の大きな社会問題であるが、タクシー運転者の平均年齢の推移をみれば長期に渡り若年層の労働力が入ってきていないことが如実に表れている。賃金が微増しているのも運転者不足が影響もしている一面も否定できず、それでも、全産業賃金との大幅な格差は未だ埋められていない状況が続いている。

### 【新潟県の全産業労働者とタクシー運転者の労働環境の比較（男性）】



資料出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

### 長岡交通圏における運賃の認可・届出状況

長岡交通圏においては、全事業者とも北陸信越運輸局長が公示した公定幅運賃での届出を行っており、公定幅運賃以外の運賃を採用する事業者はいない。

## 2) 適正と考えられる車両数

270台～304台(平成30年8月24日現在)

### 適正と考えられる車両数

タクシー適正化・活性化法基本方針において、「国は、地域の関係者が行うタクシー事業の適正化・活性化に関する取り組みに必要な情報提供等に努めることとし、特に、地方運輸局長は、準特定地域において適正と考えられる車両数を算出し、協議会に提示する。」こととされている。

## 3) 取組の方向性

長岡交通圏における上述の状況を踏まえ、当該地域のタクシー事業の適正化、活性化を図るための目標を次章(1)～(7)のとおり定め、目標を実現するために取り組むべき活性化事業、施策を記載するとともに、実施主体や実施時期等を併せ記述する。

取り組みの実施主体とされた協議会の構成員は、各々が地域のタクシー事業の活性化を推進する上で重要な役割を担っていることを十分に自覚し、責任をもってこれを実行することが重要である。

協議会は、長岡交通圏におけるタクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに、目標の達成状況について検証・評価を行って実施主体に目標達成のための事業の進捗を促すほか、協議会に参加していない関係者(構成員以外のタクシー事業者、鉄道事業者、道路管理者等)に対しても、準特定地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

また、協議会は、必要に応じて準特定地域計画の見直しを行うものとする。

## 2 . 準特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業

### ( 1 ) タクシーサービスの活性化

タクシーの諸問題の中で、最も基本的な原因であるタクシーの輸送人員の減少に対処するためには、利用者に支持されるタクシーサービスを実現することが最も重要な対策である。そのため、安全性、快適性、確実性などに係る利用者のタクシーに対するニーズに合致したサービスの提供を図り満足度を高めることを目標とする。

長岡交通圏においては、長岡駅を中心として広範囲のタクシーエリアとなっており、駅、公共施設、商業施設などを結ぶ交通モードとして、タクシーの重要性は極めて高い。タクシー事業者は、都市整備等に際し利用者の立場に立ち、地域社会の要請を十分汲み取る努力と、新しい需要、要請に対応する質の高い輸送サービスの向上を目指した活性化策を実施するものとする。

また、長岡交通圏には多くの観光施設のほか、花火王国として有名な長岡まつりなどのイベントも数多く開催されることから、観光客と観光地を直接結ぶ交通機関として、タクシーの役割は極めて高くなっている。

そのため、これまで以上の運転者の待遇、おもてなしの精神（ホスピタリティー）の向上はもとより、観光等に関する幅広い知識やそれを利用者に伝える技術の習得等を図るため、全事業者を対象に運転者講習を行い、より質の高いタクシー運転手が持続的に長岡交通圏内において養成される仕組みを構築するものとする。

少子高齢化の中、高齢者の介護対策におけるタクシーの役割も年々重要なものとなってきている。そんな中、透析患者の声を拾う形で、平成22年に長岡市ハイヤー協会員の事業者が中心となり「福祉デマンド・ネットワーク研究会」を立ち上げ相乗りタクシーを運行している。生命の維持に欠かせない透析患者の通院移動の環境整備を目的とした当該相乗りタクシーは、発足当時1コースから始めた取組も現在では16コースまでに拡大し、全国的にも珍しい取組として注目されている。

併せて、平成30年には既に導入している知的障害者・身体障害者への1割引の制度を精神障害者へも拡大し、より多くの方々にタクシーを利用いただく機会が増えるようサービスの提供に努めている。

高齢者や障害者等の移動制約者等においては、目的地までドア・ツー・ドアの輸送に優れるタクシーは真に求められる輸送サービスのひとつであるので、特に短距離でも気楽に乗りやすいタクシーを目指すため、運転者教育の



さらなる徹底と苦情等に対して適切な対応を図ることとする。

また、バス路線の存在しない地域や地域の総合的な交通体系の構築を念頭に、乗合タクシーの拡充を図るなど、従来のタクシーやバス運行では対応できない需要、要請に対する取り組みを展開するものとする。

これらタクシーサービスの活性化に向けては、タクシー事業者の自主的な取り組みや発案に期待しつつ、関係機関等においてはそれを支援する施策を検討することとする。

なお、表に示した活性化事業の内、「フォローアップ調査項目」としているものは、平成28年12月27日付け国土交通省自動車局長名発出の「『特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法』に係るフォローアップについて（調査依頼）」により指定された活性化項目であり、項目毎に目標値を設定し国土交通省に報告することとされているものである。

9項目の内、「外国語講習」については、単発の講習では語学の習得は難しく、まずは、UD研修や観光タクシー、妊婦・子供向けタクシーなど日常的に生かせるサービスを優先して取り組みたいため目標設定はしていない。

しかしながら、年々増加する外国人観光客への対策は必須であり、意思疎通の手段として多言語電話通訳サービスや多言語表記の指差しシートの活用、スマートフォンを持っている乗務員にはアプリの活用を呼びかけるなどの対策を行っていくこととする。

#### [フォローアップの調査項目]

活性化事業名	平成27年3月末 取組実績 事業者数（実数） シェア	平成30年3月末 取組実績 事業者数（実数） シェア	2021年3月末 達成目標 事業者数（実数） シェア
妊婦・子供向けタクシー （研修受講者数）	1社（10名） 2.6%	1社（31名） 8.5%	2社（52名） 14.3%
UD研修の受講	1社（1名） 0.3%	1社（5名） 1.4%	5社（80名） 22.0%
観光タクシー （観光研修受講者数）		1社（10名） 2.8%	8社（62名） 17.1%
外国語講習			

アプリ配車 ネット決済付き		2社(92名) 30.7%	4社(162名) 54.0%
UDタクシー	2社(6台) 1.9%	2社(8台) 2.7%	5社(22台) 7.3%
環境対応車		1社(2台) 0.7%	5社(16台) 5.3%
先進安全自動車(ASV)		1社(2台) 0.7%	5社(19台) 6.3%
クレジットカード・電子マネー	3社(56台) 17.4%	5社(78台) 26.0%	6社(131台) 43.7%

シェア：長岡交通圏9社が保有する車両数及び乗務員数に占める割合。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
サービス向上に関する講習・研修	タクシー事業者・乗務員の講習・研修会の実施 乗務員の教育・育成	タクシー協会 タクシー事業者	平成22年～ (継続)
観光ドライバーの創設・活用	観光タクシードライバーの創設・活用の検討・促進	タクシー協会 タクシー事業者	平成22年～ (検討中)
観光タクシー・コンベンションタクシーの導入・促進	観光タクシーやコンベンションタクシーの普及	タクシー事業者 長岡観光・コンベンション協会 JR	平成22年～ (継続)
乗合タクシーの生活交通への活用	モビリティマネジメント推進のための乗合タクシーの活用	タクシー協会 タクシー事業者 長岡市	平成22年～ (継続)
禁煙車の完全禁煙化の徹底	完全禁煙化の徹底(継続)	タクシー事業者	平成22年～ (継続)
福祉車両の導入促進	バリア解消促進等事業(バリアフリー化事業)の活用	タクシー事業者 長岡市 北陸信越運輸局	平成23年～ (継続)
運転免許証返納割引の導入	高齢者(65歳以上)の運転免許証返納による割引制度等の導入	タクシー事業者 長岡警察署	平成25年～ (実施済) 一部事業者のみ

精神障害者割引の導入	知的及び身体障害者割引に加えて精神障害者割引も導入	タクシー事業者	平成30年～ (実施済) 一部事業者未実施
透析患者向け相乗りタクシー	透析患者の通院支援として相乗りタクシーを運行	タクシー事業者 長岡市 見附市	平成22年11月～(継続中)
長岡市共通タクシー商品券の発行	主として免許返納者に利用してもらうことを目的として、長岡市内に営業所のあるタクシーに利用出来る500円のタクシー商品券を作成し、長岡市へ納品を行う。	タクシー事業者	平成25年～ (実施済)
社会貢献活動への取組	高齢者の徘徊や振り込め詐欺の防止、ドライブレコーダーを活用した情報提供、飲酒運転撲滅、轢過事故防止など地域の安全に寄与すべく、警察と協定を締結して協力活動を行う。	県警察本部 長岡警察署 タクシー協会 タクシー事業者	平成17年12月～ (継続)
	乗務員及び役員、内勤者による認知症サポーター養成講座の受講	タクシー協会 タクシー事業者	平成30年7月実施 (継続)

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
利用者に対する意識調査	国土交通省インターネットモニターに対し、タクシー事業、運賃、サービスに関する意識調査を実施	北陸信越運輸局	平成22年 (実施済)

(2) 事業経営の活性化、効率化

他都市と同様に、長岡交通圏においても長期にわたる旅客需要の減少が続き、新規需要への展望が見いだせない状況下においては、各社の事業効率性の向上も重要な課題のひとつである。

効率的な事業運営のためには、遊休車両の削減や保有車両の稼働率の向上もさることながら、車両以外の設備(営業所、車庫等)や管理体制そのものの効率化も視野に入れる必要がある。タクシー事業者においては、事業用施

設、資材の共用化や共同配車体制の構築、グループ企業間における整備管理の一元化など、複数企業間による協業化や、企業の合併、譲渡譲受の可能性について検討していくこととする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
デジタル式GPS - AVMによる効率的配車	デジタル式GPS - AVMの導入を図るとともにそれを活用した効率的配車	タクシー事業者 タクシー協会	平成22年～ (継続)

(3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

タクシー事業においては、多くの場合、運転者の賃金は歩合制が採られており、そのため、運転者が供給過剰や過度な運賃競争に伴う影響を受けることとなり、労働条件悪化の大きな要因となっている。

運転者の労働条件の悪化防止については、事業者、事業者団体及び労働者団体の代表等の当事者のみならず、国や地域の関係者もそれぞれの立場から法定労働条件の遵守のほか、必要な対応を図ることとする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
運行管理の徹底による労働時間の短縮	デジタルタコグラフなどの活用による労働時間の短縮	タクシー事業者	平成22年～ (継続)
運転者の安全の確保	防犯仕切板、防犯カメラ及びドライブレコーダー等の普及・促進(継続)	タクシー事業者 タクシー協会	平成22年～ (継続)

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
社会保険未加入対策、最低賃金法違反の通報制度	・社会保険等未加入事業者に対する処分基準を創設 ・最低賃金法違反に対する処分基準を創設	北陸信越運輸局	平成21年10月～ (実施済)

#### (4) タクシー事業の構造的要因への対応

タクシー産業は労働集約型産業であり、安定した輸送の供給を行うためには従業員とりわけ運転者の定着が重要である。

しかしながら、運転者の高齢化が進む一方で新規の雇用が進んでいない現状にある。大きな理由としては、

多くのタクシー事業者が歩合制賃金を採用していることから、需要の低迷によって賃金の上昇が実現できない。

一定の賃金を確保するために、長時間労働となる傾向にある。が挙げられ、他の産業と比べて魅力に欠けていると思われることから、求職者が少ない状況である。

また、タクシー運転手として選任されるためには、道路交通法の規定により、第二種免許が必要となる。第二種免許の運転免許受験資格は、21歳以上の者で、大型、中型、準中型、普通免許などの免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上を必要としていることから、若年層の採用が進まない要因となっている。現在、業界団体を通じて国に対し要件の緩和(年齢引き下げ等)を働きかけているが、安全面への影響を二の次にすることもできず、実現にはまだ時間がかかるようである。

このような状況において、人材確保が厳しい状況の中、運転者不足によって廃業を余儀なくされる事業者も出ている。

長岡交通圏においてタクシー産業が定着し、安定輸送を行うためには、人材確保が急務であり、世代交代が上手く行われることが必要である。

人材の確保・育成では、新卒者、女性など多様な人材の採用を行っていくほか、勤務・給与形態など労働条件の改善、分かりやすい職場情報の提供、観光・介護・外国語など運転者のスキル向上などによって、タクシー産業の魅力向上を進めていく。

タクシーを含む運輸業界の人手不足の解消は喫緊の課題であるとして行政等も対策を進めており、新潟県は平成26年度より運輸業界向けの人材確保助成制度を創設している。その助成金を活用して平成30年度内にはタクシー、バス、トラックの3業態で求人専用サイトを立ち上げることとしており、インターネット世代の若年層へのアピールを強める。また、新潟労働局も平成30年度からの取り組みとして運輸3業態の県協会と新潟運輸支局、新潟県、公共職業安定所を構成員とした人材確保を目的とし、具体的な連携事項を協議する場(運輸分野人材確保対策推進連絡協議会)を立ち上げた。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
人材確保のためのPR活動	タクシー産業の魅力発信のためのポスター・パンフの作成及び配布	タクシー事業者 タクシー協会	平成29年3月 ～（継続）

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
人材確保への協力	タクシー事業者と協力し人材確保のためのポスターやパンフの掲出等の実施	長岡市及び関係機関	平成29年3月～ (新規)

( 5 ) 安全・安心の確保

公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼を醸成していく必要がある。

国土交通省では、事業用自動車による死亡事故・人身事故の半減、飲酒運転ゼロを目指すべく、国、事業者個々が実施すべき施策をとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2020」を平成29年6月に策定したところであり、長岡交通圏においても当該目標を達成すべく各タクシー事業者が安全対策に取り組むことはもちろんのこと、関係行政機関等においても取締まり等を実施するものとする。

また、車両の定期点検の実施はもちろんのこと、各車両の走行距離や車齢を勘案の上、自主的な車両管理を実施することにより、運行中の車両故障等による事故防止等、安全運行の徹底を図るものとする。

最近では運転者の高齢化が顕著となっており、全国的に運転者の健康に起因する交通事故が増加傾向にある。平成30年6月からは乗務員の睡眠が十分に取れているか確認することが義務化されるなど、乗務前後の点呼等日々の運行管理はもとより、運転者の健康状態を的確に把握することが強く求められており、今後一層の安全運行の徹底を図るものとする。

【参考】新潟県内のタクシー関係事故件数等



資料出典

人身事故件数は、(財)交通事故総合分析センター(ITARDA)調べ  
 飲酒・酒気帯び運転等件数は、新潟県公安委員会からの「道路交通法第108条の34」  
 通報及び自動車事故報告書による

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
安全マネジメントの実施	安全マネジメントの普及 評価対象事業者の拡大	タクシー事業者	平成21年10月～ (継続)
模範運転推進運動の点検・指導	事業者訪問による運行管理、 事故防止等の点検指導	タクシー協会	毎年定期 (継続)
事故防止に有効な機器の導入	運行管理に高度化、過労運転 防止のための機器導入を推 進する事故防止対策推進事 業費の活用	国土交通省 タクシー事業者	平成30年10月～ (継続)

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
飲酒運転等への処分強化、特定地域の行政処分の特例	・飲酒運転等に対する処分日 車数の強化 ・特定地域内の違反に対する 処分日車数を加重	北陸信越運輸局	平成21年10月～ (継続)

## (6) 交通問題、環境問題、都市問題の改善

長岡交通圏においては、駅待ちや無線配車が主体となるタクシーの営業形態であるが、駅周辺や繁華街においては、待機タクシー車両も見受けられ、一部では違法駐停車による周辺の道路混雑につながり、円滑な交通の確保に支障が生じるところである。また、違法な駐停車は地域の景観イメージの悪化につながるなど、都市政策、観光政策にも悪影響を及ぼすこととなる。

そのため、利用者にとって利用しやすい乗場等の整備や違法駐停車を排除し、良好なまちづくりなど都市政策への影響を考慮していくこととし、タクシー車両の不要な空車走行などによる環境問題にも配慮していく必要がある。

これらの改善については、地域関係者と協働して検討をすすめていく必要がある。とりわけ事業者団体等においては、行政機関や施設管理者等と連携をしつつ、快適な地域空間の創出等のため、積極的に交通・都市・環境問題に対応していくものとする。

また、環境問題に関しては、政府が温暖化対策として、2020年までにCO2排出量を25%削減することを目指すことを表明している。こうしたことから、供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。

さらに、福祉輸送の健全なあり方を再確認するとともに、自家用自動車（運転代行業を含む）によるタクシー類似行為（白タク行為）については、タクシー事業に影響を与えるだけでなく、利用者に対する安全確保の上でも大きな問題であり、引き続き関係機関による違法行為の排除に取り組むこととする。

### 〔事業者が実施する活性化事業〕

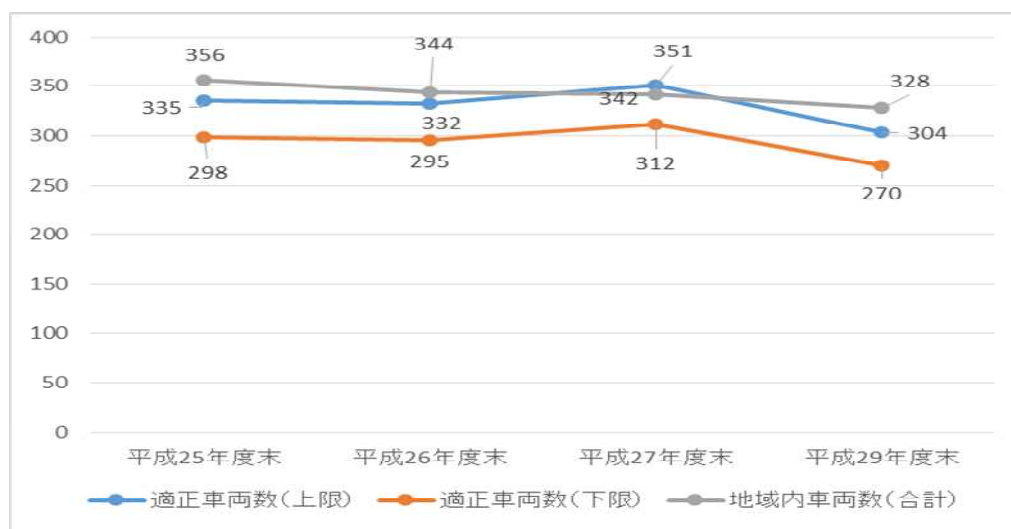
活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
駅前他繁華街のタクシー乗場の整備・促進	駅周辺及び繁華街等の客待ちタクシーの乗場の整備	タクシー事業者 タクシー協会 施設管理者 長岡警察署	平成22年～ (継続)
違法駐停車車両の排除	円滑な交通確保、苦情に係る違法駐停車車両の排除 街頭指導による違法駐停車車両の排除	タクシー事業者 タクシー協会 新潟運輸支局 長岡警察署	平成22年～ (継続)



## (7) 供給抑制

長岡交通圏においては、北陸信越運輸局が参考として公表した適正と考えられる車両数は、270台～304台(平成30年8月24日現在)と提示されている。

【長岡交通圏の適正車両数と地域内車両数の推移】



特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法には、活性化事業と相まってタクシー事業の供給輸送力の減少等の事業再構築を定めることができるとされており、また、基本方針には、タクシー事業の需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけるだけでなく供給輸送力を減少させる事も必要であり、適正な競争や利用者利益が確保されることを前提として自主的かつ協調的な供給過剰の解消を推進することが期待されるとされている。

なお、当地域は、北陸信越運輸局が公表した適正と考えられる車両数の範囲外となっているが、適正車両数の公示後に事業者の廃業があり、平成30年10月末日時点で地域内の総台数が300台と、適正車両数の上限を下回る状況となっている。事業者においては、適正車両数の効果を発揮できるよう、より効率的な事業運営に注力し、都市交通問題や地球環境問題、運転者の労働条件の悪化等、諸般のタクシー問題の改善に努めることとする。

タクシー事業者は、2.(1)で掲げた活性化の取組等を通じて需要創出を図ることはもちろんのこと、自主的な自社の車両数の見直し等事業再構築についても検討し、特定事業を進めることとする。

ただし、供給力の抑制はタクシー運転者の雇用面にも影響することから、勤務体系の見直しや合理的な配車管理等を通じ、運転者雇用が可能な限り守られることが求められる。

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
新規参入・増車に対する適正化の推進	タクシー適正化・活性化法、及び新規許可、車両の増車に係る関連通達（公示第12号、13号、64号）に基づく厳格な審査等	北陸信越運輸局	平成21年10月 ～ (継続)